

4.2.9 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

(1) 大気汚染防止法により定められたばい煙発生施設対象規模と指定地域

調査区域において、「大気汚染防止法」（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 97 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）に基づくばい煙発生施設の対象規模を表 4.2-27 (1) ~ (3) に示す。また、事業実施区域及びその周囲には、「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号）第 5 条の 2 第 1 項に規定する総量規制基準を定めなければならない指定地域が存在する。

なお「県民の生活環境の保全等に関する条例」により、大気汚染防止法で定める対象施設より小規模な施設等を対象として、ばいじんや硫黄酸化物等について規制が行われており、全ての調査対象市町が県条例第 26 条第 1 項に基づく大気指定工場等から発生及び排出されるばい煙の総量を規制する必要がある区域（大気総排出量規制区域）に指定されている。

表 4.2-27 (1) ばい煙発生施設対象規模

No.	ばい煙発生施設	対象規模
1	ボイラー (熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く)	燃料の燃焼能力が重油換算 50L/時以上
2	水性ガス又は油ガスの発生の用に供するガス発生炉及び加熱炉	石炭又はコークスの処理能力 20t/日以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50L/時以上
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む）及び煅焼炉 (法…14 の項に掲げるものを除く)	原料の処理能力 1t/時以上
4	金属の精錬の用に供する溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む）、転炉及び平炉 (法…14 の項に掲げるものを除く)	
5	金属の精製又は鋳造の用に供する溶解炉 (法…こしき炉、14、24、25、26 の項に掲げるものを除く)	火格子面積 1m ² 以上 又は羽口面断面積 0.5m ² 以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50L/時以上 又は 変圧器の定格容量 200kVA 以上
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	火格子面積 1m ² 以上 又は
7	石油製品、石油化学製品又はコールタール製品の製造の用に供する加熱炉	羽口面断面積 0.5m ² 以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50L/時以上 又は 変圧器の定格容量 200kVA 以上
8	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	触媒に附着する炭素の燃焼能力 200kg/時以上
8 の 2	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 6L/時以上

表 4.2-27 (2) ばい煙発生施設対象規模

No.	ばい煙発生施設	対象規模
9	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉	火格子面積 1m ² 以上
10	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含む）及び直火炉	又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50L/時以上 又は 変圧器の定格容量 200kVA 以上
11	乾燥炉 (法…14、23 の項に掲げるものを除く)	又は 変圧器の定格容量 1,000kVA 以上
12	製銑、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	火格子面積 2m ² 以上
13	廃棄物焼却炉	又は 焼却能力 200kg/時以上
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙燒炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む）、溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む）、転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力 0.5t/時以上 又は 火格子面積 0.5m ² 以上 又は 羽口面断面積 0.2m ² 以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 20L/時以上
15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	容量 0.1m ³ 以上
16	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素（塩化水素にあっては塩素換算量）の処理能力 50kg/時以上
17	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽	
18	活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る）の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 3L/時以上
19	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設（塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り前3項に掲げるもの及び密閉式のものを除く）	原料として使用する塩素（塩化水素にあっては塩素換算量）の処理能力 50kg/時以上
20	アルミニウムの製錬の用に供する電解炉	電流容量 30kA 以上
21	りん、りん酸、りん酸質肥料又は複合肥料の製造（原料としてりん鉱石を使用するものに限る）の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	原料として使用するりん鉱石の処理能力 80kg/時以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50L/時以上 又は 変圧器の定格容量 200kVA 以上
22	ふつ酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸溜施設（密閉式のものを除く）	伝熱面積 10m ² 以上 又は ポンプの動力 1kW 以上
23	トリポリりん酸ナトリウムの製造（原料としてりん鉱石を使用するものに限る）の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	原料の処理能力 80kg/時以上 又は 火格子面積 1m ² 以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50L/時以上

表 4.2-27 (3) ばい煙発生施設対象規模

No.	ばい煙発生施設	対象規模
24	鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含む）又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 10L/時以上 又は 変圧器の定格容量 40kVA 以上
25	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 4L/時以上 又は 変圧器の定格容量 20kVA 以上
26	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	容量 0.1m ³ 以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 4L/時以上 又は 変圧器の定格容量 20kVA 以上
27	硝酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設 (昭和 48 年 8 月 10 日施行)	硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力 100kg/時以上
28	コークス炉 (昭和 50 年 12 月 10 日施行)	原料の処理能力 20t/日以上
29	ガスタービン (昭和 63 年 2 月 1 日施行)	燃料の燃焼能力が重油換算 50L/時以上
30	ディーゼル機関 (昭和 63 年 2 月 1 日施行)	
31	ガス機関 (平成 3 年 2 月 1 日施行)	燃料の燃焼能力が重油換算 35L/時以上
32	ガソリン機関 (平成 3 年 2 月 1 日施行)	

注 1) No. は、施行令別表第 1 の項番号をいう。

注 2) 重油換算とは、液体燃料 10L、ガス燃料 16m³、固体燃料 16kg を重油 10L に換算することをいう。

ただし、「ガス発生炉のうち、水蒸気改質方式の改質器であって、水素の製造能力が毎時 1,000m³/時未満の施設（気体状の燃料及び原料のみを使用するものに限る。）」及び「気体を燃料とするガス機関」については、下式による。

重油換算量 (L/時) = 気体燃料の燃料能力 (m³/時) × 気体の発熱量 (kJ/m³) ÷ 重油の発熱量 (kJ/L)

►改質器：重油の発熱量は 40,000kJ/L とする。（平成 29 年 1 月 6 日付け環水大大発第 1701061 号）

►ガス機関：重油の発熱量は 9,600kcal/L とする。（平成 2 年 12 月 1 日付け環大規 384 号及び平成 9 年 2 月 12 日付け環大規第 32 号）

注 3) 羽口面断面積とは、羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。

注 4) 規制対象となるばい煙発生施設は、工場・事業場に設置されるもので、法第 2 条第 2 項に規定するばい煙発生施設及び鉱山保安法第 2 条第 2 項本文に規定する鉱山に設置されるものを除く施設である。

出典：「大気汚染防止便覧 2023（令和 5）年 4 月」（愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

(2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NO_x・PM 法）の規定により定められた窒素酸化物対策地域又は粒子状物質対策地域

調査区域は、全域が「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成 4 年 6 月 3 日法律第 70 号、最終改正：令和元年 5 月 24 日法律第 14 号）第 6 条第 1 項の規定により定められた窒素酸化物対策地域、及び第 8 条第 1 項の規定により定められた粒子状物質対策地域に指定されており、調査区域は、全域が対策地域に含まれる。

また、愛知県では上記特別措置法に基づき指定された窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域における自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量を削減するための各種対策を総合的に推進するために、同法第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、「愛知県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」（令和 6 年 3 月、愛知県）を策定している。

また、愛知県では、上記総量削減計画の他、自動車 NO_x・PM 法の対策地域外からの流入車も含め、対策地域において運行する車両について、車種規制非適合車の使用抑制及びエコドライブの促進を図るため、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」を定めている。

(3) 幹線道路の沿道の整備に関する法律の規定により指定された沿道整備道路

事業実施区域及びその周囲には、「幹線道路の沿道の整備に関する法律」（昭和 55 年 5 月 1 日法律第 34 号、最終改正：平成 29 年 5 月 12 日法律第 26 号）第 5 条第 1 項の規定により指定された沿道整備道路は存在しない。

(4) 自然公園法の規定により指定された国立公園、国定公園又は都道府県立自然公園の区域

事業実施区域及びその周囲には、「自然公園法」（昭和 32 年 6 月 1 日法律第 161 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）及び「愛知県立自然公園条例」（昭和 43 年条例第 7 号、最終改正：令和 7 年 3 月 25 日条例第 1 号）の規定により指定された自然公園として、表 4.2-28 及び図 4.2-23 に示すとおり、南知多県立自然公園が存在する。

表 4.2-28 自然公園の指定状況

区分	名称	面積 (ha)			指定年月日等
県立自然公園	南知多	特別地域	第 1 種	—	昭和 43 年 5 月 1 日指定
			第 2 種	—	
			第 3 種	—	
			合計	—	
		普通地域		8,649	
		合計		8,649	

注 1) 面積は指定区域全体の値であり、事業実施区域外の面積も含む。

注 2) 区分の詳細は、以下のとおりである。

区分	概要
特別保護地区	原生的な自然景観を有する地域や動植物の重要な生息地、特異な地形地質を有する地域等であり、現状維持を原則とする地域（県立自然公園には指定制度がない）
第 1 種特別地域	特別保護地区に準ずる地域で、現在の景観を極力維持する必要のある地域
第 2 種特別地域	良好な自然状態を保持している地域で、農林漁業との調和を図りながら自然景観の保護に努めることが必要な地域
第 3 種特別地域	特別地域の中では風致を維持する必要性が比較的低い地域であり通常の農林漁業活動については風致の維持に影響を及ぼすおそれがない地域
普通地域	特別地域と一体的に風景の保護を図ることが必要な地域

出典：「自然公園内の行為規制の概要」（愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

「2023 年版「土地に関する統計年報」」（愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

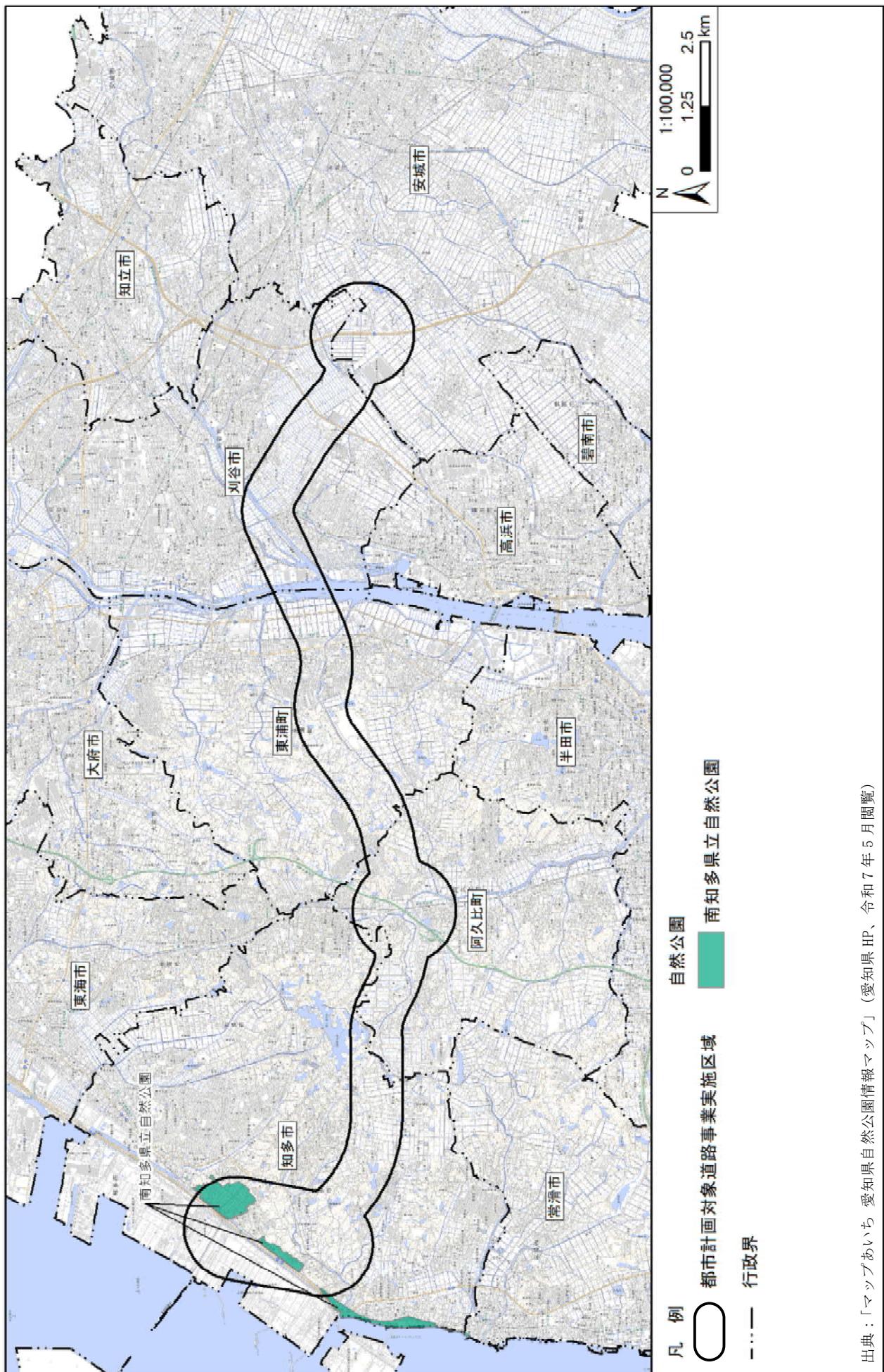


図 4.2-23 自然公園の指定状況

(5)自然環境保全法の規定により指定された原生自然環境保全地域、自然環境保全地域又は都道府県立自然環境保全地域

調査区域には、「自然環境保全法」（昭和47年法律第85号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号）第14条第1項の規定により指定された原生自然環境保全地域及び第22条第1項の規定により指定された自然環境保全地域は存在しない。

また、調査区域には、「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」（昭和48年条例第3号、最終改正：令和7年3月25日条例第1号）に基づく愛知県自然環境保全地域に指定されている地域及び生息地等保護区に指定されている区域は存在しない。

(6)世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約の世界遺産一覧に記載された文化遺産及び自然遺産の区域

調査区域には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成4年9月28日条約第7号）第11条の2の世界遺産一覧表に記載された文化遺産及び自然遺産は存在しない。

(7)世界かんがい施設遺産の区域

調査区域には、国際かんがい排水委員会による「世界かんがい施設遺産」に登録されている「明治用水」が存在します。

(8)首都圏近郊緑地保全法の規定により指定された近郊緑地保全区域

調査区域には、「首都圏近郊緑地保全法」（昭和41年6月30日法律第101号、最終改正：令和6年11月8日法律第40号）第3条第1項の規定により指定された近郊緑地保全区域は存在しない。

(9)近畿圏の保全区域の整備に関する法律の規定により指定された近郊緑地保全区域

調査区域には、「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」（昭和42年7月31日法律第103号、最終改正：令和6年11月8日法律第40号）第5条第1項の規定により指定された近郊緑地保全区域は存在しない。

(10)都市緑地法の規定により指定された緑地保全地域又は特別緑地保全地区の区域

調査区域には、「都市緑地法」（昭和48年法律第72号、最終改正：令和7年4月1日法律第18号）第5条第1項の規定により指定された緑地保全地域及び第12条第1項の規定により指定された特別緑地保全地区は存在しない。

(11) 都市緑地法の規定により定められた緑地の保全及び緑地の推進に関する基本計画(緑の基本計画)

調査区域内における各自治体では、「都市緑地法」（昭和 48 年 9 月 1 日法律第 72 号、最終改正：令和 6 年 4 月 19 日法律第 18 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、緑の基本計画が策定されており、都市緑地法第 4 条第 2 項の中で、緑の基本計画の策定項目として定める「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区（緑化重点地区）」を指定している。調査区域内における緑化重点地区の位置は、表 4.2-29 及び図 4.2-24 に示すとおりである。

表 4.2-29 各自治体における緑の基本計画の策定状況

自治体	策定時期	対象年度	緑化重点地区
知多市	令和 4 年 11 月	令和 4 年度～令和 13 年度	佐布里水源の森周辺
阿久比町	令和 3 年 3 月	令和 3 年度～令和 12 年度	宮津地区
東海市	平成 29 年 3 月	平成 29 年度～令和 8 年度	太田川駅周辺
東浦町	令和 3 年 3 月	令和 3 年度～令和 22 年度	森岡地区、緒川地区、緒川新田地区 石浜地区、生路地区、藤江地区
刈谷市	平成 23 年 3 月	令和 5 年度～令和 14 年度	刈谷市総合運動公園一帯 亀城跡風致地区一帯 フローラルガーデンよさみ一帯 小垣江駅周辺
知立市	令和 6 年 4 月	令和 2 年度～令和 13 年度	知立市立地適正化計画における 都市機能誘導区域と同じ区域
碧南市	令和元年 10 月	令和元年度～令和 12 年度	北新川駅周辺
安城市	令和元年 9 月	令和元年度～令和 10 年度	市街化区域のうち、工業の利便 の増進を図る地域である「工業 専用地域」と、居住系や商業系 の用途地域と隣接していない 「工業地域」を除いた区域

出典：「知多市 緑の基本計画」（知多市、令和 4 年 11 月）

「阿久比町 緑の基本計画」（阿久比町、令和 3 年 3 月）

「東海市 緑の基本計画 2017～2026」（東海市、令和 3 年 3 月）

「東浦町 緑の基本計画 2021～2040」（東浦町、令和 3 年 3 月）

「第 3 次 刈谷市 緑の基本計画」（刈谷市、令和 5 年 3 月）

「知立市 緑の基本計画 2020 年度～2031 年度」（知立市、令和 6 年 4 月）

「碧南市 緑の基本計画 2019～2030」（碧南市、令和元年 10 月）

「安城市 緑の基本計画」（安城市、令和元年 4 月）

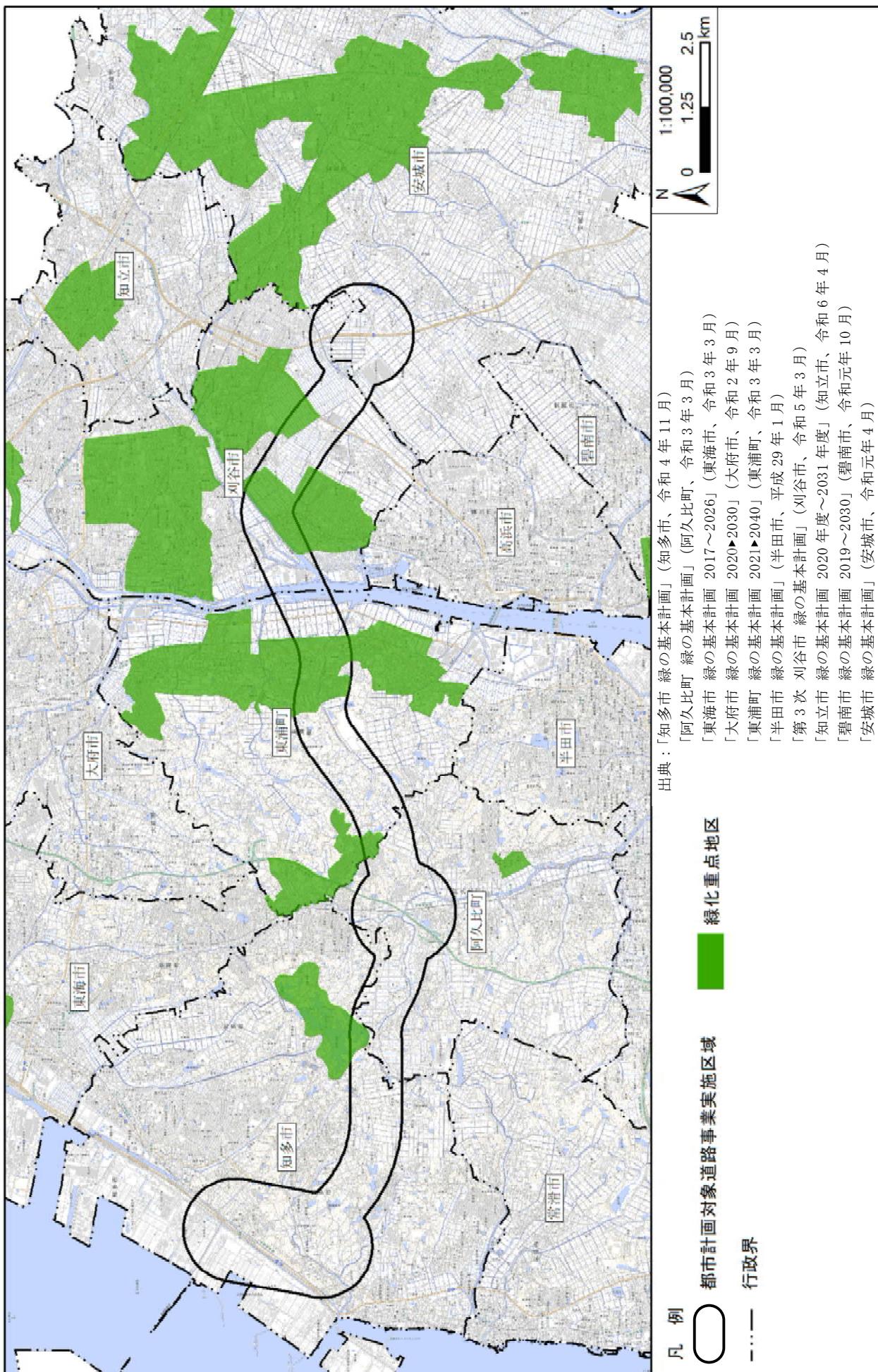


図 4-24 緑の基本計画における緑化重点地区

(12) 都市計画法の規定により指定された風致地区的区域

調査区域には、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号、最終改正：令和 6 年 11 月 8 日法律第 40 号）第 8 条第 1 項第 7 号の規定により指定された風致地区が刈谷市に 1 箇所存在する。指定状況を表 4.2-30 及び図 4.2-25 に示す。

表 4.2-30 風致地区的指定状況

No.	名称	所在地	告示年月日	告示番号	面積 (ha)
1	亀城跡風致地区	刈谷市	平成 22 年 12 月 24 日	愛知県告示第 761 号	21

出典：「風致地区」（刈谷市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）